

## 大学院修学に係る経費

入学料（2025 年度入学者の金額 ※入学手続き期間内に納付）

226,000 円（北海道渡島・檜山管内の者）

310,000 円（その他の者）

学生教育研究災害傷害保険料

博士（前期）課程 2 年間分 1,750 円（2025 年度入学者の金額）

博士（後期）課程 3 年間分 2,600 円（2025 年度入学者の金額）

学研災付帯賠償責任保険料

博士（前期）課程 2 年間分 680 円（2025 年度入学者の金額）

博士（後期）課程 3 年間分 1,020 円（2025 年度入学者の金額）

授業料 535,800 円（年額）

（2025 年度入学者の金額）

## 長期履修制度について

本学では、博士課程の学生について、職業等を有している等の事情で、標準の修業年限で履修および修了が困難な場合に、一定の期間にわたり計画的な教育課程の履修および修了を認める長期履修制度を設けております。制度の概要は次のとおりです。

### （1）申請資格

長期履修を申請できる者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 官公庁、企業等に在職している者（給与の支給を受け、職務を免除されている者を除く。）または、自ら事業を行っている者等フルタイムの職業に就いている者
- ② 研究科において、アルバイト、パートタイム等の職業に就いている者で、その負担により修学に重大な影響があると認めた者
- ③ 研究科において、育児、親族の介護等前2号に準ずる負担により、修学に重大な影響があると認めた者

### （2）申請の手続き

長期履修を申請する者は、指定の期日までに所定の申請書類を提出してください。申請書類に基づき審査のうえ、可否を決定し、通知します。

### （3）在学期間

長期履修学生として在学することを認められる期間は、博士（前期）課程にあつては、入学から通算し、3年または4年となり、博士（後期）課程にあつては、入学から通算し、4年、5年または6年となります。

### （4）長期履修制度における授業料年額

長期履修学生の授業料年額は、授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を許可された在学期間の年数で除した額となります。

2025 年度の金額は次のとおりですが、2026 年度以降については変更することがあります。

#### ① 博士（前期）課程

- ・履修期間が3年（標準修業年限＋1年）の場合：年額 357,200 円
- ・履修期間が4年（標準修業年限＋2年）の場合：年額 267,900 円

#### ② 博士（後期）課程

- ・履修期間が4年（標準修業年限＋1年）の場合：年額 401,850 円
- ・履修期間が5年（標準修業年限＋2年）の場合：年額 321,480 円
- ・履修期間が6年（標準修業年限＋3年）の場合：年額 267,900 円

※ただし、上記の年額は入学前に長期履修制度の申請をした場合であり、入学後に申請する場合は総額が異なりますのでご注意ください。

### （5）その他

申請書用紙の請求および不明の点については、教務・学生課教務・図書担当（電話 0138-34-6419）までご連絡ください。